

令和3年度農地中間管理事業に関する意見書

秋田県農地中間管理機構（以下、「機構」という）が発足して8年目となる令和3年度の転貸面積は目標とする3,500haには達しなかったものの、2年連続で3,000haを確保し、一定の成果を上げたものと評価する。

基盤整備地区を中心とした農地の集積が進んだ一方で、集約化が思うように進まず担い手の営農コスト削減等に結び付いていない現状もあるため、国の人・農地関連施策の見直しを踏まえ、集約化を見据えた取組が必要である。

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく評価委員会の具体的な意見は、次のとおりである。

1 令和3年度農地中間管理事業の実績と課題について

- ・ 本県機構の令和3年度の転貸面積は、3,225haとなり、単年度目標である3,500haには及ばなかったが、2年連続で3,000haを確保した。設立から8年間の累計では22,355haとなった。
- ・ 令和3年度の契約件数は、借受2,681件（前年度3,207件）、貸付1,577件（前年度1,390件）となり、コロナ禍で事業説明会等の頻度が減少した中でも、関係機関の事業PRやほ場整備と一体となった集積により、例年並みの件数を確保した。
- ・ 本県の特徴的な取組である、「農地の基盤整備」と「機構による集積」、「園芸メガ団地の整備」を三位一体で実施する「あきた型ほ場整備」の推進により、農業法人への集積が全体の転貸面積のうち7割を占めている。
- ・ J Aが実施する円滑化事業のうち、機構事業へ一括承継されたものが10.8haあった。
- ・ 令和2年度時点で、担い手の借入面積のうち機構を活用した面積は全体の4割弱で、相対契約がまだ6割存在している。集約化を進めるため制度内容の周知や関係機関との情報共有により、機構契約への移行を図る取組の強化が必要である。

2 令和4年度農地中間管理事業の推進方策について

- ・ 五城目町恋地地区において、異業種が設立した農業法人に集積が図られた事例のように、機構を活用した優良事例を積極的に紹介しながら、提案型の事業推進を図って欲しい。
- ・ 基本的には令和3年度の取組を踏襲しながら、地域計画の策定については、国の指示を待たず、4者連携を中心とした関係機関との議論を重ね、今後の足掛かりを付けつつ、本県ならではの進め方を考えておくこと。

3 中長期的視点での取組について

- 今後、相対契約が満期を迎え、機構契約に移行するケースや、機構発足時の契約の再契約等の事務処理の増加が予想されるため、人員配置等の体制整備等について検討しておくこと。
- 地域計画の策定は、農林水産部のみでなく、集落維持の観点から関係する他部局との協力体制が必要である。それらを構築しながら、農地利用の側面だけではなく、農家はもとより、地域住民が 10 年後の地域の目指す姿を主体的に話し合えるよう機運の醸成を図ること。
- 国の施策立案の根底には「食料の安全保障」という考えがあるべきことを十分に踏まえて各般の事業を推進することが重要である。このため、今回の法改正に係る地域計画の策定等についても、地域農業の維持・発展により食料自給率の向上につながるものとなるよう、関係機関と協力しながら取り組むこと。
- 法人への集積が約 7 割とのことだが、そこに集積して終わりではなく、営農コストを削減し、農業経営として成り立つためには、どの程度の規模が必要なのか、それに向け、法人同士の権利移転等を含めて、集約化をどう進めなければならないのかなどについて分析、検討しながら事業推進すること。
- ほ場整備の事業内容に暗渠設備の自動化等の省力化メニューを創設することで、営農コストの削減につながり、延いては地域計画の策定にも寄与すると考えられることから、国や県へ要望していただきたい。